

皆さんは、「広島市」と聞いて、どのようなイメージを抱かれるでしょうか。

多くの方が、人類史上初めて核兵器（原子爆弾）により被爆した都市として、核兵器のない世界の実現に向けて平和の大切さを発信し続けている「平和都市」をイメージされると思われます。

現在、広島市は中国・四国地方で最大の人口を有する政令指定都市です。広島県西部に位置し、面積 907 km<sup>2</sup>に約 120 万人の市民が生活しています。

この都市づくりの起源は、1589年に毛利輝元もうりてるもとが太田川により形成された三角州に広島城を築いたことに遡ります。

市街地には瀬戸内海に至る 6 本の河川が縦断しており、そこに数多くの橋が架かっています。美しい川の流れると、それに調和した都市景観より「水の都ひろしま」とも呼ばれています。

文化面ではスポーツが盛んな土地柄であり、広島東洋カープ（野球）やサンフレッチェ広島（サッカー）を始めとする多くのプロスポーツ球団があります。また、食文化としては、「お好み焼き」や「もみじ饅頭」などの名物が全国に知られています。



広島市民のソウルフード「お好み焼き」

さらに、工業都市としても知られ、製造品出荷額の市町村順位は全国 10 位で、市内にはマツダ株式会社を始め、数多くの製造業の工場が存在します。

本市の公害苦情の相談窓口は、市内中心部に位置する市役所本庁舎にある環境局環境保全課が行っています。課員は 21 名で、そのうち 20 名が公害苦情相談員として相談業務に従事しています。また、公害苦情相談業務のほかに、大気や水質の常時監視、各種環境法令に関する届出の受理及び環境影響評価に関することなどを行っています。

苦情相談に基づき現地調査・指導を実施する件数は、例年約 300 件に上り、令和元年度に現地調査・指導を実施した公害苦情は 343 件でした。この中で最も多かったのは騒音に関する苦情で 159 件の相談があり、次いで水質汚濁 83 件、悪臭 37 件と続きました。

最初に、本市の公害苦情の特徴と最近の傾向について御紹介します。

一つ目は、水質汚濁に係る苦情の割合が多いことです。全国の令和元年度の典型 7 公害の受付件数は、騒音、大気汚染、悪臭、水質汚濁の順となっていますが、広島市では騒音の次に水質汚濁が多くなっています。これは、市内に 6 本の河川が縦断していることや市民の水への関心の高さに起因していると思われます。

二つ目は、工業地域内の住宅からの騒音や悪臭苦情が毎年一定件数あることです。本市では、かつて市内中心部に数多くの工場がまとまって存在していましたが、街の発展に連れて工場の

多くが移転や廃業となり、その跡地が住宅地に変っていきました。その結果、残った工場に隣接して数多くの住宅が存在することとなり、これらの苦情に繋がっていると思われま

す。三つ目は、工事により発生する硫化水素臭の苦情があることです。これは、広島市が市の中心を流れる太田川の河口の三角州の上に形成された地であることが理由であると思われま

す。また、工事の振動苦情を指導するとき、工事業

者から広島は地盤が緩いため揺れやすいということもよく聞きます。これも、三角州の上に形成された地の宿命かもしれません。

一方で、市内に多くのお好み焼き店がありますが、これについての臭気苦情は、ほとんどありません。これは、広島市民にとってお好み焼きがソウルフードとして根付いており、その臭いが苦情には結びつかないためかもしれま

せん。

次に、最近寄せられる公害苦情の変化について少し御紹介します。

一つ目は、苦情の申立方法の変化です。従来は、電話や来課されての申立てでしたが、近年では電子メールによる申立てが非常に増加しています。電子メールによる文字のみでの相談者とのやり取りでは、細かなニュアンスの伝達が難しく、その対応に苦慮する場合も少なくありません。

二つ目は、当事者である相談者にしか知覚できない苦情の増加です。騒音、振動、低周波音などの各種測定を行っても、本人の知覚と測定結果が一致しないことがあります。このような苦情は、相談者の健康チェックを含め、関係機関と連携して解決を目指すこともあります。

三つ目は、生活騒音等の近隣問題による苦情、いわゆる「御近所トラブル」に関する相談の増加です。行政として直接介入することが難しい場合が大半で、できることは限られますが、そのような場合でも解決を図るべく、苦情の申立

者に現況を把握してもらうため、騒音計や振動計の貸出しや、地元の自治会を通じた発生源者に対する解決手段の提案などを行っています。また、民事案件について相談を受け、場合によっては無料の法律相談などを案内する本市の組織である市民相談センターを紹介することも行っています。

さらに、今年の特徴的な苦情として、コロナ禍に起因するものが挙げられます。「工事の騒音や振動によりテレワークが邪魔される。」「自粛期間終了後の飲食店からの臭いが気になる。」などといった苦情が寄せられています。

こうした様々な公害苦情の相談に対して、必ずしも相談者が納得する形で終わらない場合があるのが現状で、生活様式や取り巻く環境の変化に伴い、今後も新しい形の苦情が発生していくと思われま

す。そのような中、全ての問題を解決することはできないかもしれませんが、当課だけではなく関係機関と横断的に連携を図るなどして、可能な限り相談者に納得いただけるような対応をすることにより、市民の健全で快適な生活環境の保全を目指していきたいと思



平和記念公園